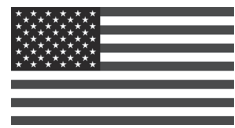


集団的自衛権 米国の戦争のため 日本が若者が血を流す



これまでの政府の憲法解釈

自衛隊ができるのは日本が攻撃された場合
必要最小限の武力行使だけ

二つの歯止め

- ①武力行使をしてはならない
- ②戦闘地域に行ってはならない



だから
アフガン戦争や
イラク戦争への
自衛隊派兵でも
武力行使は禁止

集団的自衛権の行使が容認されると

二つの歯止めを
残すとは
言わない



戦闘地域への
派兵も「検討」



「海外で戦争する国」に大転換

日本はイラクなどに自衛隊を派兵しましたが、「武力行使はしない」「戦闘地域には行かない」という2つの歯止めのため、戦闘に巻き込まれずにすみませんでした。

自衛隊を戦闘地域へ

政府・与党は「非戦闘地域」という考え方をなくし、「戦闘地域」でも支援可能という「新基準」を示しました。戦地に派兵されれば、後方支援であっても「殺し殺される」戦争の泥沼に引きずり込まれることになります。

従来見解を曲解

憲法解釈変更の根拠として1972年の政府見解が持ち出されています。「見解」が「自国の平和と安全を維持し、その存立を全うするために必要な自衛の措置」を認めているから、これに集団的自衛権が含まれるとしています。しかし「見解」は「集団的自衛権の行使は、憲法上許されない」が結論。全く逆に曲解するものです。

各紙「閣議決定、あまりに拙速」

集団的自衛権行使容認の閣議決定へ暴走する安倍首相。憲法解釈変更の本格的検討を表明したのは5月15日。それ以後、首相が出席して集中審議が行われたのは衆参両院でたった1日。新聞各紙も批判しています。

国会議論不十分 「与党協議の議論は深まっておらず、国会の議論も極めて不十分だ。あと2週間以内に閣議決定するのは、あまりに拙速過ぎる」（「毎日」10日付社説）

世論を恐れている 「これはあまりにも強権的だ」「特定秘密保護法を強引に成立させたときのような世論の盛り上がりをおそれているのではないか」（「京都」同）

解釈で9条こわすな

一内閣が閣議決定だけで憲法解釈を変更し、憲法9条をなきものにする——立憲主義の否定には、自民党の元幹事長ら、立場を超えて反対の声が大きく広がっています。

声大きく

加藤紘一元自民党幹事長「集団的自衛権の行使容認をすれば、米国の要請で自衛隊が、地球の裏側まで行くことは十分に想定されます」「集団的自衛権の議論は、やりだすと徴兵制
古賀誠元自民党幹事長「総理の考え次第で集団的自衛権を認めたり、認めなかったり、ころころ変わったら、
阪田雅裕元内閣法制局長官「海外で武力行使しないことが9条の核心。



まで行き着きかねない」（「しんぶん赤旗」日曜版5月18日付）

世界の国々は日本をどう考えるか」（2月16日の民放番組で）

集団的自衛権の行使容認は、9条を削除するのと同じだ」（「東京」）

加藤紘一元自民党幹事長のインタビューを掲載する「しんぶん赤旗」日曜版